8　トナーカートリッジに係る判断の基準④及びインクカートリッジに係る判断の基準④の「適正処理されるシステムがあること」とは、再使用又は再生利用できない部分については、使用済カートリッジ等を回収した事業者が自らの責任において適正に処理・処分していることをいい、他の事業者が実施する回収システムによって行う処理（事業者間において交わされた契約、合意等によって行う場合を除く。）は含まれない。

9　トナー及びインクの「化学安全性」とは、次の基準による。

ア．トナー及びインクには、以下の①～④の各物質が意図的に添加されていないこと。

①カドミウム、鉛、水銀、六価クロム、ニッケル及びその化合物。ただし、着色剤として用いられる分子量の大きいニッケルの錯化合物を除く。

②ＥＵの危険な物質の分類、包装、表示に関する法律、規制、行政規定の近似化に関するＥＣ理事会指令67／548／ＥＥＣの付属書Ⅰにより次のＲ番号の表示が義務付けられている物質

・R40（発がん性の限定的な証拠がある）
・R45（発がん性がある）
・R46（遺伝可能な損害を引き起こす可能性がある）
・R49（吸入すると発がん性がある）
・R60（生殖能力に危害を与える可能性がある）
・R61（胎児に危害を与える可能性がある）
・R62（場合によっては生殖能力に危害を与える可能性がある）
・R63（場合によっては胎児に危害を与える可能性がある）
・R68（不可逆的な危害の可能性がある）

③ＥＣ理事会指令67／548／ＥＥＣの付属書Ⅱ及び1999／45／ＥＣにより、製品全体として危険シンボルを表示する必要性を生じさせる物質

④１つ以上のアゾ基が分解されて別表１に示すアミンを放出する可能性のあるアゾ着色剤（染料又は顔料）

イ．トナー及びインクに関し、Ames試験において陰性であること。

ウ．トナー及びインクのＭＳＤＳ（化学物質等安全データシート）を備えていること。

別表１　特定の芳香族アミン

	化　学　物　質　名	ＣＡＳ　№.
1	４―アミノジフェニル	92―67―１
2	ベンジジン	92―87―５
3	４―クロロ―*o*―トルイジン	95―69―２
4	２―ナフチルアミン	91―59―８
5	*o*―アミノアゾトルエン	97―56―３
6	２―アミノ―４―ニトロトルエン	99―55―８
7	*p*―クロロアニリン	106―47―８
8	２，４―ジアミノアニソール	615―05―４
9	４，４’―ジアミノジフェニルメタン	101―77―９
10	３，３’―ジクロロベンジジン	91―94―１
11	３，３’―ジメトキシベンジジン	119―90―４
12	３，３’―ジメチルベンジジン	119―93―７
13	３，３’―ジメチル―４，４’―ジアミノジフェニルメタン	838―88―０
14	*p*―クレシジン	120―71―８
15	４，４’―メチレン―ビス―（２―クロロアニリン）	101―14―４
16	４，４’―オキシジアニリン	101―80―４
17	４，４’―チオジアニリン	139―65―１
18	*o*―トルイジン	95―53―４
19	２，４―トルイレンジアミン	95―80―７
20	２，４，５―トリメチルアニリン	137―17―７
21	*o*―アニシジン	90―04―０
22	４―アミノアゾベンゼン	60―09―３

10　調達を行う各機関は、カートリッジ等の調達に当たって、本体機器への影響や印刷品質を勘案し、次の事項に十分留意すること。

ア．以下のカートリッジ等の品質保証がなされていること。

①自社規格によって品質管理が十分なされたものであり、印字不良・ジャム・トナー／インク漏れ・ノズル詰り・本体破損などの品質不良についての品質保証（使用される製品に起因する品質不良が発生した場合において、代替品の手配、機器本体の修理等）がなされていること（一般に本体機器の保証外のカートリッジ等の使用に起因する不具合への対応は、保守契約又は保証期間内であっても有償となる場合が多い）。

②本項の判断の基準を満たす製品の使用に起因するコピー機、プリンタ等の機器本体への破損故障等の品質に係る問題が発生した場合は、当該製品の情報（製品名、事業者名、ブランド名、機器本体名等）及び発生した問題を記録するよう努めること。

イ．使用目的・用途等を踏まえインクカートリッジを選択すること。

①写真画質等の高い印刷品質が必要な場合、長期保存する場合、直射日光の当たる場所での使用を想定する場合等は、耐光性、耐オゾン性、耐水性等に優れ、本体機器と連携のとれたインクカートリッジを選択すること。

②新品インクカートリッジに充填されているインクと再生インクカートリッジに充填されているインクは同一のものではないことから発色が異なることを認識し、使用するインクカートリッジを選択すること。

11　調達を行う各機関は、カートリッジ等の調達に当たって、製品の化学安全性及び事業者の回収システム・リサイクルシステム・適正処理システム等の構築に関する信頼性の確保の観点から、事業者が次の書類を備えていること（例えば、事業者の判断で公開するウエブサイト等で確認できることなど）に十分留意すること。

ア．トナー又はインクに関するAmes試験に係る報告書等

イ．トナー又はインクに関するＭＳＤＳ（化学物質等安全データシート）

ウ．各種システムの構築及び再資源化率等に係る判断の基準を満たすことを示す証明書等

⑵　目標の立て方

当該年度のトナーカートリッジ及びインクカートリッジの調達総量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個数）の割合とする。